



# If Levante

## スクール規約

### 第1条 <名称>

- ・スクールの名称は、「イフ レバンテ フットサル スクール」(以下、本スクールとする。)

### 第2条 <所在地>

- ・本スクールの事務所は、埼玉県北本市北中丸2-125-1に置く。

### 第3条 <目的>

- ・本スクールは、サッカーを文化として定着させることを目的とする。  
そのために、サッカーに限らず、他スポーツや地域貢献活動等、多種多様な活動を通じて、心身の健康を育み、自立したサッカー選手、且つ社会人形成を基軸に、育成年代のサッカー競技レベル向上を図る。

### 第4条 <構成及び活動期間>

- ・毎年度4月1日～3月31日
- ・幼児クラス→年少～年長
- ・低学年クラス→小学校1年生～小学校3年生
- ・高学年クラス→小学校4年生～小学校6年生

### 第5条 <資格>

- ・本スクールの主旨に賛同し、規約を遵守する者で、本スクールが入会を認めた者とする。

### 第6条 <入会と会費>

- ・本スクールの定める申込書に必要事項を記入し、本スクールが受理することで入会となる。その際、初月会費と入会金、年会費を併せて徴収する。  
初月以降の月会費は、毎月、月謝袋を本スクールから会員へ手渡し、当月末までに翌月分の月謝を徴収する。尚、正当な理由がなく会費の納入を怠った場合、督促の通知を発信するが、それでも改善が見られないとき、本スクールは、その会員の資格を剥奪出来るものとする。

### 第7条 <更新と休会、退会>

- ・更新は、会員からの事前の通知がない限り、毎年3月末に自動更新する。
- ・休会、退会について、怪我や体調不良、家庭の事情など様々な理由で休まる、もしくは辞めざるを得なくなった際は、それぞれの手続きが出来る。予めにその事由がある場合は、休会、退会月の前月までに本スクールへ申し出ることとする。突発的な事由の場合は、申し出のあった時点からの手続きを可とする。後者の場合、本スクールが認めた事由以外は、納入済みの月会費の返金は、原則できないものとする。

## **第8条 <振替>**

- ・振替は本スクールに在籍している会員全てに適応される。
- スクール開催日であれば、いずれの日にもこれが適応される。
- 但し、振替の対象となるのは、下記のいずれかに該当する場合のみとする。
  - 出席停止になりうる病気や、身体活動に支障をきたす怪我をしたとき
  - 送迎の都合や上記に該当しない病気やけがの場合は、自己都合とみなし、月に1回までであれば振替を可能とする

## **第9条 <通知義務>**

- ・本スクールに属する会員は、入会申込書記載の情報から変更点があるときは、速やかに報告しなければならない。

## **第10条 <保険>**

- ・本スクールに属する会員は、本スクールの定めたスポーツ保険に加入するものとする。万が一、本スクールの活動中に怪我をし、病院に掛からなければならなくなつた際は、それを充てることが出来る。ただし、会員からの申し出がない限り、これを適用することはない。また、治療費などの直接的な補償は一切行わない。

## **第11条 <遵守事項>**

- ・本スクールに属する会員及び保護者、家族は、本スクールの目的に沿つた言動に努め、本スクールの名誉を著しく損なうような行為をしない。また、本規約を含め、本スクールが定める規則などを遵守する。

## **第12条 <個人情報の管理>**

- ・本スクールは、入会時もしくは入会後に知りえた会員の情報について、以下に定める場合でのみ利用することがある。
  - 会員へ書面等で発送または連絡をするとき
  - 法律及び規則で認められた場合、並びに公的機関からの要請などにより、本スクールが第三者への提供が必要と判断したとき
  - その他、本スクールが運営及び活動のために利用が必要と判断したとき

## **第13条 <本規約の改定>**

- ・本規約は、本スクールが必要と認めた場合に限り、これを改定できるものとする。それらは、全ての会員に通知、適用されるものとする。

## **第14条 <細則>**

- ・本規約の定めない事項について、必要に応じて本スクールが細則を定めることが出来る。

## **第15条 <免責>**

- ・本スクール内で発生した事件や事故、トラブル、盗難について、一切の責任を負わない。

## **附則**

- ・本規約は、2011年4月1日より発効する。

以上